

# 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (令和元年度)

令和元年11月

総務省行政評価局

# 令和元年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

## 点検の仕組み

- 各行政機関は、税制改正要望に際して、租税特別措置等に係る政策評価を実施  
【点検対象】評価が義務付けられている法人税（国税）、法人住民税・法人事業税（地方税）等
- 総務省は、各行政機関の令和2年度税制改正要望に係る政策評価38件の内容を点検し、その結果を各行政機関及び税制当局に通知・公表  
※ 租税特別措置等の要否そのものは判断していない。

## 点検の観点

- 租税特別措置等の「達成目標」、「適用数」、「減収額」及び「効果」の4項目に関する分析・説明の内容を点検
- また、今回の点検では、政府全体で取り組んでいるEBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方（※）を踏まえ、①政策目的実現のための達成目標の設定の在り方、目標の実現状況（効果）の把握・予測の定量化、②達成目標の実現に対する租税特別措置等の寄与度の分析・説明状況に焦点

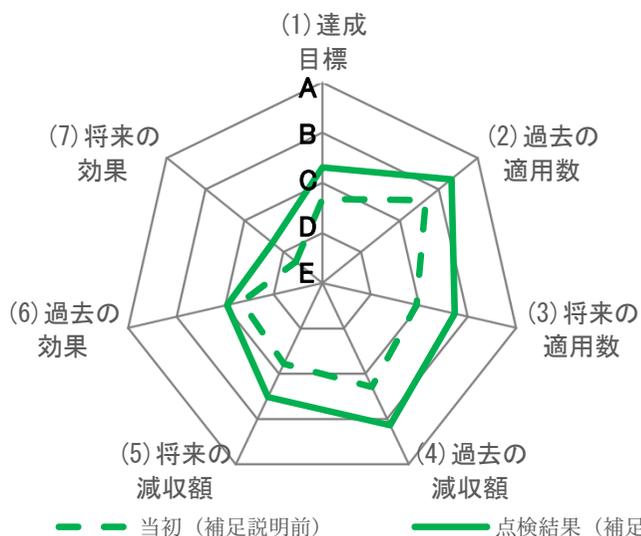
※ EBPMでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要

# 令和元年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

## 点検結果

- 点検過程において各行政機関からの補足説明により、「適用数」及び「減収額」については、分析・説明の内容の改善が図られたが、「達成目標」の設定及び「効果」の分析・説明については、いまだ説明責任が十分に果たされていない状況  
(図表1、2参照)
- 現時点で「達成目標」、「適用数」、「減収額」及び「効果」の4項目に関する分析・説明が不十分なものについては、今後の税制改正作業において更なる検証が必要  
(4頁以降参照)

図表1 補足説明の前後における分析・説明状況の比較



※ 評価書ごとに、各項目に図表2の分類に応じた点数(A:4点、B:3点、C:2点、D:1点、E:0点)を付し、その合計を評価書の数(38件)で除すことにより作成

図表2 分類 (A~E) の考え方

分類	分析・説明があるか	定量化されているか	算定根拠等が十分に説明されているか	十分な分析・説明があるか(※)
A	あり	あり	あり	あり
B	あり	あり	あり	なし
C	あり	あり	なし	
D	あり	なし		
E	なし			

※ 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

# 個別具体の事例

---

- I 達成目標に関する説明が著しく不十分な評価書(4件)
- II 達成目標と効果に関する分析・説明が不十分な評価書(6件)
- III 効果に関する分析・説明が不十分な評価書(16件)
- IV 租税特別措置等の適用数が僅少である場合の分析・説明が不十分な評価書(12件)

(注) 1 各事例の【評価書の記述】及び【補足説明】欄については、点検時点において各行政機関から提出のあった評価書及び当省からの照会に対する各行政機関からの補足説明の記述をそのまま転記したものである。

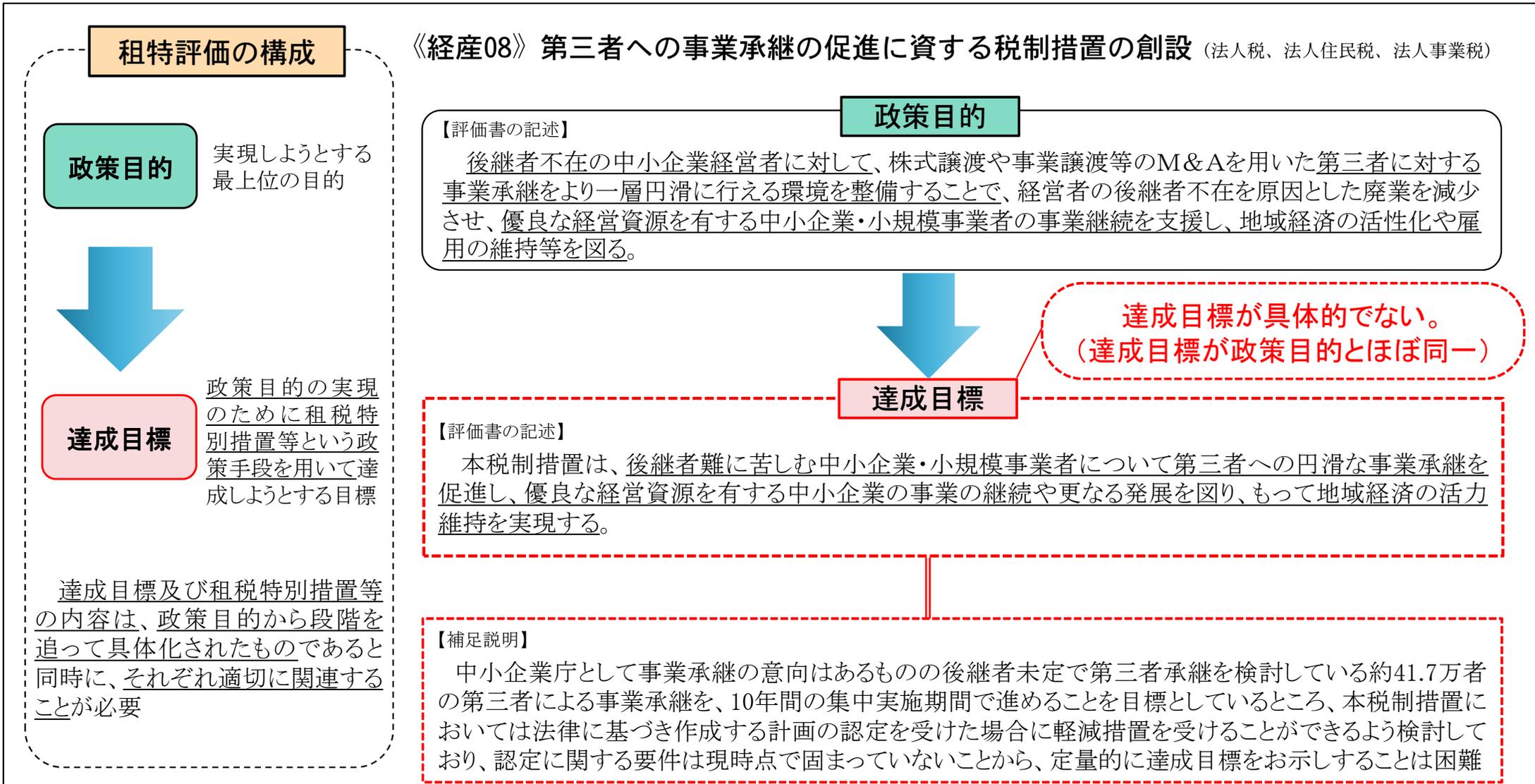
2 下線については、当省が付した。

3 同一事案で複数の指摘を行っているものが含まれる。

# I 達成目標に関する説明が著しく不十分な評価書

## ● 政策目的の実現のために租税特別措置等という政策手段を用いて達成しようとする目標（達成目標）の設定に関する説明が不十分

【該当評価書】 4件 《内閣02》《内閣03》《経産04》《経産08》



## II 達成目標と効果に関する分析・説明が不十分な評価書

- 達成目標が定量的に設定されておらず、達成目標の過去又は将来の実現状況（効果）についても定量的に把握・予測されていない。

【該当評価書】 6件 《金融02》《金融03》《文科01》《経産01》《経産09》《国交08》

《国交08》 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

【措置の内容】 航空機の騒音により生じる障害が特に著しい区域内にある土地等を、当該区域外の土地等と買換え等をした場合、譲渡益について課税の繰延べを認める制度

達成目標と効果がいずれも定性的

達成目標

(注)

【評価書の記述】

航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転を促進する。

- ① 成田国際空港以外の特定飛行場  
飛行場周辺に残存する移転対象約1,110件（うち、法人約420件）の移転をできる限り促進する。
- ② 成田国際空港  
成田国際空港周辺に残存する移転対象約230件（うち、法人約30件）の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する。

将来の実現状況（効果）

【評価書の記述】

第2種区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律）及び航空機騒音障害防止特別地区（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法）には、いまだ移転対象となる居住者が多数残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。移転補償の手続は申請者と丁寧な話し合いにより進めているところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の具体的な見通し及び件数を示すことは困難である。

(注) 達成目標の達成時期が、本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない点については、別途指摘している。

### III 効果に関する分析・説明が不十分な評価書

- **達成目標は定量的に設定されているものの、達成目標の将来の実現状況（効果）が定量的に予測されていない。このため、達成目標の実現にどのように寄与しているのかも明らかにできない。**

【該当評価書】 16件 《内閣04》《総務01》《厚労01》《厚労02》《厚労03》《農水03》《経産02》《経産03》  
《経産05》《経産06》《経産07》《国交02》《国交03》《国交04》《国交06》《環境01》

#### 《内閣04》国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

【措置の内容】 国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度

##### 【評価書の記述】

##### 達成目標 (注)

全7特区において、合計35種類の数値目標を掲げている。  
各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。

- 1 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区  
（評価指標） 特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額  
（数値目標） 2,600億円[平成28年度に対する5年間(平成29年度から令和3年度まで)の売上増加額累計]
- 2 つくば国際戦略総合特区  
（評価指標） ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進  
（数値目標） 連携企業数 173社(平成29年度)→641社(令和2年度)
- 3 アジアヘッドクォーター特区  
（評価指標） 外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数  
（数値目標） 4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)
- 4 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区  
（評価指標） 特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果  
（数値目標） 特区関連事業による投資額5年間(平成29年度から令和3年度まで)累計:475億円
- 5 アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区  
（評価指標） 中部地域における航空宇宙産業の生産高  
（数値目標） 8.7千億円(平成25年度)→11.8千億円(令和2年度)  
（代替指標） 中部地域における航空機・部品の生産高  
（数値目標） 5.8千億円(平成25年度)→8.2千億円(令和2年度)
- 6 関西イノベーション国際戦略総合特区  
（評価指標） 研究段階(入口)における効果  
（数値目標） 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成23年度から令和3年度までの累積570億円
- 7 グリーンアジア国際戦略総合特区  
（評価指標） 当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高  
（数値目標） 年間売上高 約0.2兆円(平成22年12月現在)→約5.19兆円(令和2年12月)

##### 将来の実現状況（効果）

##### 【補足説明】

国際戦略総合特区の目的は「産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」としており、その目的達成のために各特区は区域計画を策定し、各地域の実情にあった目標を設定し、事業に取り組んでいるところである。総合特区の制度については規制の緩和と財政支援、税制支援、金融支援を地域の実情に応じて特区がオーダーメイド式に活用することを国が支援する仕組みとなっており、特区が個々に設定する目標値に対して将来的な本税制部分の効果を定量的に示すことは極めて困難である。

**達成目標に対する  
将来の実現状況(効果)が  
定量的に予測されていない。**

(注) 達成目標のうち2、3、5及び7の達成時期が、本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない点については、別途指摘している。

# IV 租税特別措置等の適用数が僅少である場合の分析・説明が不十分な評価書

- **過去又は将来の適用数が10件未満と僅少※である租税特別措置等について、達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。** ※対象事業等の一部の適用数が10件未満のものも含む。

【該当評価書】 12件 《内閣01》《内閣02》《内閣03》《内閣04》《経産02》《経産03》《国交03》《国交04》  
《国交05》《国交06》《国交08》《防衛01》

## 《経産02》 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長

(法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税)

【措置の内容】 金属鉱山等の杭道等の使用終了後における鉱害防止工事の確実な実施を図るため、鉱害防止積立金について、損金算入を認める制度

### 達成目標

【評価書の記述】

産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。

【過去・将来の適用数】 (昭和49年度創設) (注2)

	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
適用数 (件)	8	5	10	10	11	11

【評価書の記述】

制度創設(昭和49年度)以来、40年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少はしているものの、現在もなお稼行中の鉱山は存在し、かつ厳しい経営状態にある採掘権者等もいるため、鉱害防止事業の確実な実施のためには引き続き税制措置が必要である。

【補足説明】

鉱害防止積立金制度創設(昭和49年度)以来、40年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少しております。他方で、現在もなお稼行中の鉱山は存在しており、事業者は積立制度に理解を示しながら積立に対応しており、本特例措置による寄与は十分にあるものと考えております。

## 《経産03》 海外投資等損失準備金の延長

(法人税、法人住民税)

【措置の内容】 海外で資源の探鉱・開発事業を行う内国法人に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認める制度

### 達成目標

【評価書の記述】

(注1)

- ・石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。
- ・自主開発鉱石の輸入を促進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる)。

【過去・将来の適用数】 (昭和39年度創設) (注2)

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	令和元年度 (見込み)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)
適用数 (件)	5	5	5	5	5	5	5

【評価書の記述】

リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。

【補足説明】

リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない中で、以下のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源(ベースメタル)の自給率の向上に大きく貢献していると言える。

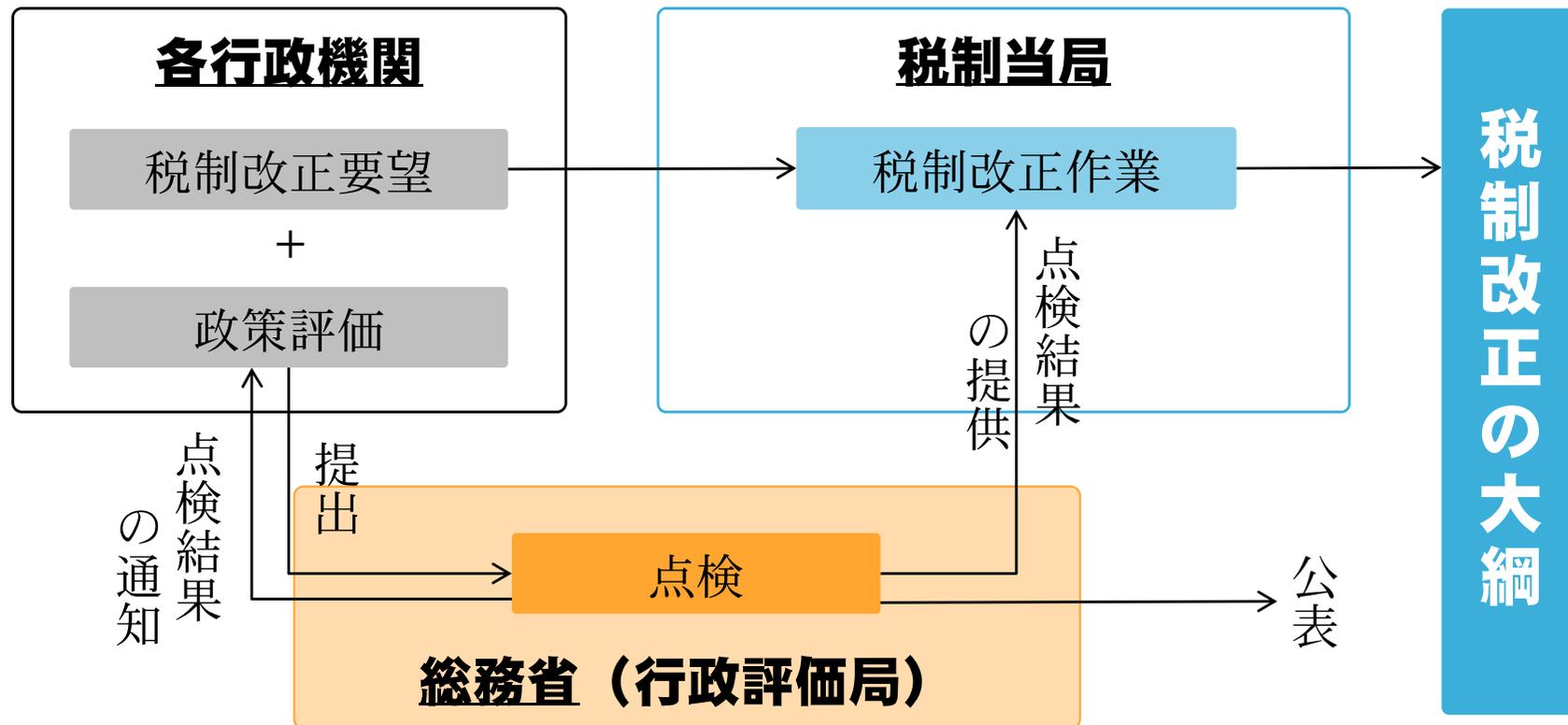
- ・我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガスの引取量は、平成28年度は60.4%、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%と、一貫して6割程度を占めている。
- ・鉱物資源(ベースメタル)(平成29年度)については、以下のとおり。

$$\text{自給率} = \frac{\text{我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量}}{\text{国内金属需要量}} = 50.6\%$$

(注) 1 達成目標の達成時期が、本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない点については、別途指摘している。

2 【過去・将来の適用数】の表は、点検時点において各行政機関から提出のあった評価書に基づき当省が作成した。

## 【参考】租税特別措置等の評価と点検の流れ



(参考) 租税特別措置等に係る政策評価の対象

[義務] 法人税(国税)、法人住民税、法人事業税(地方税)関係の措置

[努力義務] 上記以外の税目関係の措置

※ 評価は、税負担を軽減・繰延べする租税特別措置等が対象。税負担を加重するものは対象外

※ 総務省は、各行政機関に評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税、法人事業税関係の措置に係る事前評価を重点的に点検